

- 佐賀駐屯地に配備されたV-22オスプレイについては、7月28日から、佐賀駐屯地周辺における基本操縦訓練等を開始しており、8月5日から、佐賀駐屯地以外の飛行場等への飛行を実施しているところです。
- 夜間飛行については、夜間の特性下で操縦を実施するための知識、技能及び判断力を修得することを目的とし、9月29日以降、佐賀駐屯地周辺において17時から22時の間、実施しています。
- 今般、昼間の九州地域における飛行及び夜間における佐賀駐屯地周辺の飛行について十分に慣熟することができたため、12月15日以降、相浦駐屯地等11施設において、夜間における離着陸及び周辺の飛行を予定しております。
- なお、相浦駐屯地等で夜間飛行を実施する場合においても、航空法の規定及び各駐屯地等の規則等を遵守するとともに、今後も騒音等による生活環境や漁業・農業等への影響に十分な配慮を行います。
- また、夜間訓練実施日及び終了予定時刻については、これまで同様、1週間前から佐賀駐屯地のホームページでお知らせします。



【夜間飛行訓練地域】

(陸上自衛隊施設)

相浦駐屯地、高遊原分屯地、目達原駐屯地、大矢野原演習場、日出生台演習場、十文字原演習場、大野原演習場

(海上自衛隊施設)

大村航空基地、鹿屋航空基地

(航空自衛隊施設)

芦屋基地、築城基地

【飛行ルートについて】

- オスプレイの飛行方式である有視界方式による飛行では、目的地への飛行に際して、自衛隊機に限らずパイロットの判断に委ねられ、場周経路外に定まった飛行ルートはありません。
- 飛行にあたっては、河川や高速道路など、識別が容易な地形等を参考にして飛行します。
- 実際の飛行にあたっては、高度300m以上(場周経路外は500m以上)を確保することとし、地域の実情を踏まえ、可能な限り住宅地、市街地や病院等の上空の飛行を避けるといった措置を講じています。